

北陸自動車道

岩木トンネル坑口のり面補強工事

特記仕様書

令和8年9月

東日本高速道路株式会社
新潟支社 上越管理事務所

目 次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者について	1
5. 工事用地等に関する事項	2
6. 関連施設その他との関係	3
7. 作業日、作業期間及び作業時間に関する事項	4
8. 工期	5
9. 関連工事に関する事項	6
10. 工程表及び履行報告に関する事項	7
11. 工事用道路に関する事項	7
12. 貸与品に関する事項	8
13. 残存物件に関する事項	8
14. 保安に関する事項	9
15. 環境保全に関する事項	12
16. 再生資源及び建設副産物の活用	12
17. 事前検査に関する事項	13
18. 現場環境改善に関する事項	14
19. 快適トイレ	16
20. クマ対策に関わる対策費用	17
21. 業務用プレート等に関する事項	17
22. 道路構造物の点検の実施	18
23. 三者協議会に関する事項	19
24. 工事変更等検討会の設置	19
25. カーボンニュートラル推進工事	19
26. 工事細部に関する事項	21
27. 補足事項	31

添付資料

様式－１	不動産貸付申請書
様式－２	工程表
様式－３	工事履行報告書
様式－４	残存物件調書
様式－５	再生資材供給可能量の照会について
(参考 様式５の回答例)	再生資材の供給可能量の情報提供について（○月○日現在）
様式－６	再生資材使用計画書
様式－７	現場完了届・一部現場完了届
様式－８	カーボンニュートラル施工計画書
様式－９	工事記録情報 完了届
様式－１０	間接工事費計画書の提出について
様式－１１	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式－１１（別添）	変更間接工事費計画書
様式－１２	間接工事費増加費用見積書
様式－１３	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式－１４	材料調達変更計画書の提出について
様式－１４（別添）	材料調達変更計画書
様式－１５	材料調達実施績告書の提出について
別添－１	北陸自動車道 岩木トンネル坑口のり面補強工事 三者協議会協定書(案)
別添－２	実績価格調査票

1. 工事概要

- 1-1 工事名 北陸自動車道 岩木トンネル坑口のり面補強工事
- 1-2 道路名 北陸自動車道
- 1-3 工事箇所 (自) 新潟県糸魚川市大字外波 (326.40KP 親不知IC)
緯度 36° 59' 50" 経度 137° 43' 00"
(至) 新潟県上越市大字富岡字久保田 (355.90KP 上越IC)
緯度 37° 8' 50" 経度 138° 15' 50"
- 1-4 施工内容
- | | |
|-------------|-------------------|
| セメントモルタル吹付工 | 980m ² |
| 切土補強土工 | 441本 |
| 捨土掘削 | 39m ³ |
| かご枠工 | 12m |
| 裏込碎石工 | 19m ³ |

1-5 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-53「コリンズへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、特記仕様書の1-3「工事箇所」及び1-4「施工内容」の記載内容を入力するものとする。

1-6 施工地域区分

- ・2車線以上（片側1車線以上）かつ断面交通量が5,000台/日以上以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事
- ・市街地部（DID地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

3. 主任補助監督員の権限

3-1 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」（2）の表に下記を追加する。

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者について

4-1 配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」（4）に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

北陸自動車道 朝日 I C から柿崎 I C
上信越自動車道 信濃町 I C から上越 J C T
上記を通過する市町村

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地及び用途は次のとおりとする。なお、使用の用途は本工事の施工に関するものに限るものとする。

敷地の所在地	使用可能面積	使用用途	使用可能期間
新潟県糸魚川市大字岩木 (姫川橋高架下)	約 1 0 0 m ²	工事用資材置場	工事期間中

受注者は、敷地を使用する場合には、上越管理事務所長に不動産貸付申請書（様式-1）を提出するものとし、敷地の使用に当たっては、別途不動産貸付契約を上越管理事務所長と締結しなければならない。なお、不動産貸付契約における敷地の使用料は有償（850円/m²・年）とし、期間に端数があるときは、1年を365日として日割り計算をするものとする。

5-2 プラント敷地に関する事項

(1) 位置及び面積

プラント敷地は、「位置図」に示す箇所とし、その名称、地先並びに面積等は、下表のとおりとする。

名 称	地 先 名	面 積	使 用 目 的
姫川橋下プラント敷地	新潟県糸魚川市大字岩木	約 6 4 0 m ²	吹付プラント

本プラント敷地は、工事期間までを期限として受注者に無償で貸与するものとする。受注者はこの敷地について、本工事を完成する目的以外に使用してはならない。

(2) プラント敷地の現状確認

受注者はプラント敷地の使用に先立ち、監督員と現状の確認を行わなければならない。

(3) プラント敷地の原形復旧

原形復旧の範囲は、プラント、営繕物等の仮設工作物及び残材等の撤去及び基面の整形までとする。なお、受注者は原形復旧完了後、監督員に通知し、整地及び後片付け等の確認を受けるものとする。

(4) プラント敷地の造成等

本プラントの敷地の造成、場内仮排水施設及びプラント等の設置、撤去、基面の整形及び後片付け等に要する費用は、関連する契約単価に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。なお、プラント敷地の造成とは、材料置場・場内道路等を碎石等で敷均し及び転圧する費用であるため、目隠板、現存物の撤去・処理等の特別な対策工が必要になった場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

6. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路・鉄道関係

位 置	路線名	管理者名	摘 要
北陸自動車道 姫川橋 A 1 橋台付近	市道矢の尻線	糸魚川市	交差
北陸自動車道 名立谷浜 IC～342.6KP	市道吉浦 茶屋ヶ原線	上越市	並行(海側)

(2) 規制関係

道路及び位置	管理者名	摘 要
北陸自動車道 親不知 IC～能生 IC	新潟県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	
市道 矢の尻線	新潟県警察糸魚川警察署	通行止
公共道路 (上り 342.2～342.52KP側道)	谷浜土地改良区	通行止

なお、交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとする。受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

(3) 河川・水路関係

位 置	河川・水路名	管理者名	摘 要
北陸自動車道 310.954KP付近	普通河川	糸魚川市	

(4) 電力、通信施設関係

位 置	路線・施設名	管理者名	摘 要
北陸自動車道 310.99KP付近	高圧電力線	東北電力(株)	
北陸自動車道 311.01KP付近	高圧電力線	黒部川電力(株)	
市道矢の尻線	電力線	東北電力(株)	
	通信線	NTT(株)	
北陸自動車道 上り線 本線土工部 310.937KP	光通信ケーブル	KDDI(株) NEXCO東日本	添架
	メタル通信・電源 ケーブル	NEXCO東日本	埋設

電力・通信施設関係については、貸与資料を確認のうえ詳細な現地調査を実施し、施設構造物等の位置確認後に施工を行うものとする。また、上表に示す管理者との協議資料の作成を発注者が指示した場合は従わなければならない。

上記表中の「NEXCO東日本」とは、東日本高速道路株式会社の通称であり、本項以降においても「NEXCO東日本」と表記する。

(5) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 作業日・作業期間及び作業時間に関する事項

7-1 作業抑制期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、次表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間（予定）	区 間	摘 要
令和9年4月下旬～令和9年5月上旬	全工事区間	高速道路の交通規制を伴う工事
令和9年8月上旬～令和9年8月下旬		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

7-2 冬季休止期間

共通仕様書 1-1-3 「作業日」の規定による他、11月15日から翌年4月15日までの期間は冬季休止期間として、作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面と施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。

なお、上記の確認を得て冬季休止期間中に作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が冬季休止期間中に工事を行うことを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

7-3 交通規制可能時間

下表に示す項目の施工に伴う交通規制及び通行止め可能時間は表中に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期または途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、その恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

単価表の項目	上下別	施工区間	規制可能時間帯	規制種別
撤去工 撤去B (割掛)雑工費	上り	能生IC～親不知IC	7:30～18:00	車線規制

7-4 一般道の通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において通行止めを予定している。また、通行止めの時期及び時間帯は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。

なお、一般道の交通規制及び通行止めに要する費用は、諸経費に含むものとする。

(1) 通行止め

道 路 名	時 期	回数	通行止め 可能時間帯	摘要
市道矢の尻線	岩木トンネル東坑口 施工期間中	—	終日	
公共道路 (上り342.2～342.52KP側道)	のり面補修箇所 施工期間中	20回	08:00～17:00	

8. 工期

8-1 工期

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

8-2 猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

9. 関連工事に関する事項

9-1 第三者が施工する他の工事

契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者等名
北陸自動車道 境トンネル非常用 設備更新工事	交通規制の 調整等	令和6年4月2日 ～令和9年2月15日	NEXCO東日本 上越管理事務所	日本ドライケ ミカル(株)
北陸自動車道 市振トンネル照明設 備更新工事	交通規制の 調整等	令和6年7月13日 ～令和10年3月23日	NEXCO東日本 上越管理事務所	エクシオグル ープ(株)
北陸自動車道 R5上越管内橋梁補 修工事	交通規制の 調整等	令和6年8月9日 ～令和9年3月26日	NEXCO東日本 上越管理事務所	(株)守谷商会
北陸自動車道 R7上越管内舗装補 修工事	交通規制の 調整等	令和8年2月4日 ～令和10年2月23日	NEXCO東日本 上越管理事務所	福田道路(株)
北陸自動車道 高の峰トンネル照明 設備更新工事	交通規制の 調整等	令和7年8月15日 ～令和9年5月6日	NEXCO東日本 上越管理事務所	第一電機工業 (株)
北陸自動車道 子不知トンネル照明 設備更新工事	交通規制の 調整等	令和7年10月18日 ～令和9年6月9日	NEXCO東日本 上越管理事務所	協栄電気工業 (株)
北陸自動車道 桑取川橋PCグラウト 充填工事	交通規制の 調整等	令和8年9月5日 ～令和11年2月20日	NEXCO東日本 上越管理事務所	ピーエス・コン ストラクショ ン(株)
令和8年度 保全工事業務等	交通規制の 調整等	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	NEXCO東日本 上越管理事務所	(株)ネクスコ・メ ンテナンス新潟
令和8年度 保全点検業務等	交通規制の 調整等	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	NEXCO東日本 上越管理事務所	(株)ネクスコ・エ ンジニアリン グ新潟
令和8年度 施設保全工事業務等	交通規制の 調整等	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	NEXCO東日本 上越管理事務所	(株)ネクスコ・エ ンジニアリン グ新潟
令和8年度 施設保全点検業務	交通規制の 調整等	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	NEXCO東日本 上越管理事務所	(株)ネクスコ・エ ンジニアリン グ新潟
令和8年度 管理施設保全工事業 務等	交通規制の 調整等	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	NEXCO東日本 上越管理事務所	(株)ネクスコ東 日本エンジニ アリング
令和8年度 施設保全管理業務等	交通規制の 調整	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	NEXCO東日本 上越管理事務所	(株)ネクスコ東 日本エンジニ アリング
令和9年度 保全工事業務等	交通規制の 調整等	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日	NEXCO東日本 上越管理事務所	(株)ネクスコ・メ ンテナンス新潟
令和9年度 保全点検業務等	交通規制の 調整等	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日	NEXCO東日本 上越管理事務所	(株)ネクスコ・エ ンジニアリン グ新潟
令和9年度 施設保全工事業務等	交通規制の 調整等	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日	NEXCO東日本 上越管理事務所	(株)ネクスコ・エ ンジニアリン グ新潟
令和9年度 施設保全点検業務	交通規制の 調整等	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日	NEXCO東日本 上越管理事務所	(株)ネクスコ・エ ンジニアリン グ新潟
令和9年度 管理施設保全工事業 務等	交通規制の 調整等	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日	NEXCO東日本 上越管理事務所	(株)ネクスコ東 日本エンジニ アリング

令和9年度 施設保全管理業務等	交通規制の 調整	令和9年4月1日 ～令和10年3月31日	N E X C O 東日本 上越管理事務所	(株)ネクスコ東 日本エンジニア リング
--------------------	-------------	-------------------------	--------------------------	----------------------------

なお、上記に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から通知するものとする。

この他に上越管理事務所で行う規制調整会議（原則、毎月25日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整することとする。

10. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書1-19-2「工程表の提出」及び1-19-3「履行報告」に規定する工程表の記入方法は下記のとおりとする。

(1) 共通仕様書1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表（様式-2）

- 1) 準備工・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
吹付工	セメントモルタル吹付工（t=10cm）
切土補強土工	切土補強土工（D19・L=2.0m）
のり面補修工	捨土掘削、基礎材、かご砕工、裏込砕石工
雑 工	上記以外

(2) 共通仕様書1-19-3「履行報告」に規定する履行報告（様式-3）

履行報告は、上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計曲線に、当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

11. 工事用道路に関する事項

11-1 工事用道路の指定

共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「平面図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。

番号	路線名又は場所	片側車線 巾員	延 長	路面	用地	使用開始 時期	施工者	備考
1	市道 矢の尻線	3m(全巾)	300m	舗装	無償	——	——	既設
2	私道 (明星セメント(株))	3m(全巾)	98m	舗装	無償	——	——	既設
3	市道 吉浦茶屋ケ原線	4m(全巾)	1,000m	舗装	無償	——	——	既設
4	農道 (谷浜土地改良区)	2m(全巾)	240m	砂利	無償	——	——	既設
5	跨高速道路橋 (上越市)	5m(全巾)	70m	舗装	無償	——	——	既設

6	公共道路(上り 342.2～342.32KP側道) (谷浜土地改良区)	4 m(全巾)	1 2 0 m	砂利	無償	——	——	既設
7	公共道路(上り 342.32～342.52KP側道) (谷浜土地改良区)	4 m(全巾)	2 0 0 m	舗装	無償	——	——	既設

1 1 - 2 工事用道路の維持・補修

(1) 本特記仕様書 1 1 - 1 に示す番号 1、2、3、5、7 の散水・清掃等の維持は受注者が行うものとする。これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

なお、補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、その指示に従わなければならない。これに要する費用について、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 本特記仕様書 1 1 - 1 に示す番号 4 及び 6 の散水・清掃等の維持及び補修は受注者が行うものとする。これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 2. 貸与品に関する事項

1 2 - 1 貸与品

契約書第 1 5 条第 1 項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

品 名	規 格 等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	1 台	上越管理 事務所	工事期間中
交通規制標識類	ラバーコーン ロボット誘導員 矢印板・規制標識	1 式		

1 3. 残存物件に関する事項

1 3 - 1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料（以下「残存物件」という）及び引渡場所は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡しする場合にあたっては、残存物件調書（様式－4）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	寸法等	数量	単位	処理方法
のり面階段	鋼製はしご型 (約50m)	2	箇所	発注者に引渡し ※引渡し場所（位置） 姫川橋高架下

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

1 3 - 2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 3 - 1 で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 4. 保安に関する事項

1 4 - 1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

(2) 実施手順

1) 施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議（工事着手前安全検討会）

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記 1)・2) で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記 1) 及び 2) の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

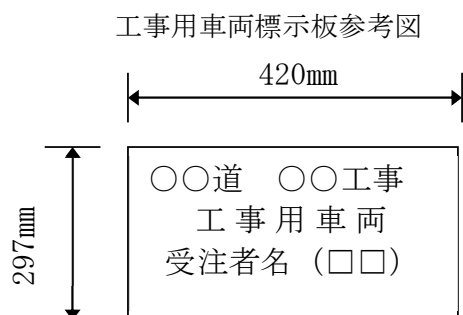
1 4 - 2 工事用車両の運行速度

一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1 4 - 3 工事用車両の区別

共通仕様書 1 - 2 5 - 2 (2) 「交通安全」に規定している工事用車両と一般車両の区別をするため、以下に示す工事用車両の標示と同等以上の標示板を設置するものとするほか、高速道路の交通規制内へ出入りする全ての車両は黄色回転灯を備えたものとする。なお、受注者は、監督員が標示板の標示内容の変更を指示した場合、その指示に従わなければならない。

また、標示板は受注者の責任において適切に管理するものとし、各工事用車両の使用が完了した場合は、その都度速やかに処分するものとする。



材質：耐水合板、強化プラスチック、ターポリンまたはラミネート加工した印刷物等

寸法：取付位置、車両の安全性を損なわず、かつ識別可能な寸法（A4またはA3程度）

大型車両はW1000×H400

色彩：下地黄色、文字黒色

字体：丸ゴシック体（受注者名の文字の大きさは、他の文字より大きめにする）

□□：受注者車両の通し番号

1 4 - 4 標識等の設置

共通仕様書 1 - 2 5 - 1 「安全対策」に規定する安全対策を実施するに当たっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 4 - 5 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 4 - 6 現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員を配置しなければならない。現場内安全整備員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、跡片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。

なお、日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。

1 4 - 7 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 4 - 7 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工に当たっては、東日本高速道路㈱、KDDI㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じなければならない。

1 4 - 7 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して近接工事対象となる管路等の設置状況の確認、近接工事の回避や移設等の検討、試掘や管路等の防護、埋設標柱の設置等万全の措置を講じられるよう、作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 4 - 7 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- (1) 光通信ケーブル等については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- (2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりである。

種 別	所 有 者	条件等	貸与する資料	適 用
光ケーブル管	KDDI（株） NEXCO東日本	添架	管理用図面	
通信ケーブル管	NEXCO東日本	埋設	管理用図面	

1 4 - 8 送配電線等上空施設損傷事故の防止対策

受注者は、一般道に位置する送配電線等上空施設損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工に当たっては、「送配電線等上空施設損傷事故防止の手引き「Ver. 4」（令和6年11月）」に基づき万全の処置を講じなければならない。また、送配電線等上空施設の損傷事故を防止するために施工に先立ち、工事現場における架空線等上空施設の存在の調査を実施し、種類・位置・管理者を確認するとともに、架線下での作業または通過が想定される建設機械等の種別と最大高さを把握するものとする。

1 4 - 9 現場資材の管理徹底

受注者は、工事現場における使用資材及び現場保管資材等の管理強化に努めなければならない。なお、本特記仕様書14-4により設置する工事案内看板、標識、バリケード、保安灯等の現場保安資材の管理についても万全の措置を講じなければならない。

1 4 - 1 0 飛散防止対策

本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。

1 4 - 1 2 保安に関する費用

本特記仕様書14に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。ただし、以下に該当する物はその限りではないものとする。

本特記仕様書 1 4 - 1 「第三者被害を想定した重大事故防止の取組み」による重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 5. 環境保全に関する事項

1 5 - 1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 5 - 2 汚濁水処理

工事中の汚濁水は、関係法令に従って濁りの除去等の処理を行った後放流しなければならない。

受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。

1 5 - 3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施に当たり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

1 5 - 4 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

1 5 - 5 環境保全に関する費用

環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 6. 再生資源及び建設副産物の活用

1 6 - 1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下記に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等
2 - (8) 基礎材 B	再生クラッシャーラン (RC-40)	約 2 m ³	

(2) 受注者は前項 (1) に示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会 (様式-5) を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

イ) 再生骨材にあつては、当該工事現場から概ね 4 0 km の範囲内の再資源化施設とする。

ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる 3 施設程度とする。

(3) 受注者は前項 (1) に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要であると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 6 - 2 建設副産物の活用等

(1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
建設発生木材 (伐採木)	下) 310.89KP 自然斜面 上) 342.45KP 盛土のり面	—	—
建設汚泥	下) 310.89KP 自然斜面	—	—
建設発生土	上) 342.45KP 盛土のり面	約 39 m ³	再資源化施設

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
建設発生土	環境テクノサービス(株) 上越改良土センター	新潟県上越市 南田屋新田 17-2	休業日：日曜日、祝日 第2・4土曜日 受入時間：8:00～17:00

上表については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 建設発生木材の取扱いについては監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(4) 建設汚泥の取扱いについては監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 6 - 3 再生資源供給量の報告

本特記仕様書 1 6 - 1 (2) による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資源の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告（様式-6）し、その指示に従うものとする。

1 6 - 4 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等（建設発生木材、建設汚泥の処理を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

また、本特記仕様書 1 6 - 2 (3)、(4) により定められた処理に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 7. 事前検査に関する事項

1 7 - 1 事前検査

事前検査とは、しゅん功検査を実施しようとする時期に、現地気象条件及び現場仮設設備設置状況等により工事目的物の現場検査の実施に支障等が生じることが予想される場合に、しゅん功検査に先立ち現場検査を行うものをいう。

1 7 - 2 事前検査の実施

事前検査は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、受注者から工事の現場完了届（様式－7）の提出があった場合に実施できるものとする。ただし、事前検査を実施するために必要な仮設設備等は対象外とし、現場が点在しており工事進捗状況が異なる場合等により、すべての現場が次の各号に掲げる要件をすべて満たせない場合は、適切な時期を見定めて事前検査を実施するものとする。

- （1） 設計図書（追加・変更指示を含む。）に示す工事が完成していること。
- （2） 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- （3） 設計図書により義務付けられた出来形調書、変更設計図書の資料整備が完了していること。

1 7 - 3 検査日及び事前検査員名の通知

監督員は、本特記仕様書17-2に示す現場完了届が提出された後に事前検査に先立って受注者に対して、検査日、事前検査員名及び検査内容を通知するものとする。

この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料及び写真等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1 7 - 4 事前検査の内容

事前検査とは、監督員及び受注者の立会いのうえ、工事目的物を対象として契約書類と対比し、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえのうち現場にて確認すべき事項の検査を行う。

1 8. 現場環境改善に関する事項

1 8 - 1 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取組みについては、本特記仕様書25に示すカーボンニュートラル推進工事の取組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備考
現場環境改善 （仮設備関係）	環境対策の充実	工事現場周辺の生活環境等への配慮等を実施するものとする。（カーボンニュートラルへの取り組みを除く）
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化 （女性用更衣室の設置を含む）	快適トイレに要する費用は、本特記仕様書 19「快適トイレ」に従うものとし、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
現場環境改善 （安全関係）	工事標識・照明等安全施設の充実	供用中の高速道路等の交通規制に係る標識安全施設は、交通規制工に含まれているため、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
地域連携	社会貢献、地域対策費等 （地域行事等の経費含む）	

18-2 熱中症予防に係る対策費用

18-2-1 定義

熱中症予防に係る費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

18-2-2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表―1 に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表―1 に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表―1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 （原則、リース品）	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、 冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、 現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における 光熱水費や燃料 費は除く

18-2-3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

18-2-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

19. 快適トイレ

19-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

19-2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備
	（６）衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重５kg以上とする）
付属品として備えるもの	（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	（９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	（１０）鏡と手洗器
	（１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	（１２）便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	（１３）擬音装置（機能を含む）
	（１４）着替え台
	（１５）臭気対策機能の多重化
	（１６）室内温度の調整が可能な設備
	（１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	（１８）原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	（１９）女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	（２０）男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	（２１）男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮すること
	（２２）窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	（２３）女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	（２４）トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	（２５）混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

19-3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

19-4 費用の取扱い

- ・設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- ・最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000円/基・月）を控除したうえで、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- ・運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払いは行わない。

20. クマ対策に関わる対策費用

20-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

20-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

20-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした内容は対象外とし、技術提案項目による履行対象であることを報告書内に明記するものとする。

- ① クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

21. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC対応）等を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC対応）等を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道路名	区 間	備 考
北陸自動車道	親不知 I C～ 上越 I C 間	・ 交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車 ・ 質量20 t 以上の建設機械の運搬車

2 2 . 道路構造物点検の実施

2 2 - 1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1 - 1 7 - 3 「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、「保全点検要領 構造物編（令和 8 年 4 月）」（以下「点検要領」という）第 1 編「総則」第 4 章「点検の対象構造物」（3）のり面保護施設とする。

2 2 - 2 点検手法

点検は、点検要領第 1 編「総則」第 6 章「点検の実施」及び第 2 編「各種点検」第 1 章「初期点検」に基づき行うものとする。なお、点検の実施にあたり、別途監督員から点検要領の補足を指示された場合は、受注者はそれに従うものとする。

2 2 - 3 点検時における応急対応

点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。

2 2 - 4 検査の記録

点検要領 第 4 編「記録・報告・措置」第 1 章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要がある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

2 2 - 5 費 用

道路構造物点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

ただし、点検要領第 1 編「総則」第 6 章「点検の実施」及び第 2 章「各種点検」第 1 章「初期点検」、点検要領に記載されている方法以外の点検が必要となった場合や本特記仕様書 2 2 - 1 の対象構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は、監督員に速やかに報告すると共に、監督員の指示を受け、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 3. 三者協議会に関する事項

2 3-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

（１）岩木トンネル東坑口 落石対策

（令和 7 年度 保全点検業務等 令和 7 年度 上越管内トンネル等調査対策検討業務）

2 3-2 三者協議会協定書の締結

発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添－１に示す「北陸自動車道 岩木トンネル坑口のり面補強工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結しなければならない。

2 3-3 三者協議会開催の決定等

発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 3-4 三者協議会の開催に要する費用

発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1－5 「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1－17 「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 4. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 5. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

2 5 - 1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式 8 - 1）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

2 5 - 2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式 8 - 2）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

2 5 - 3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行う取り組み
- (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・ CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・ CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (3) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (4) 本工事において実施が確認できる取り組み
- (5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

2 5 - 4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「2 5 - 1」及び「2 5 - 2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「2 5 - 3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「2 5 - 2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

2 5 - 5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第 1 9 , 2 0 号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

2 5 - 6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

2 6 . 工事細部に関する事項

2 6 - 1 施工計画書

共通仕様書 1 - 2 0 - 1 「施工計画書」に以下のとおり追加する。また、監督員が工事着手前安全検討会を開催する場合は、その指示に従うものとする。

(1 6) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

(1 7) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

2 6 - 2 捨土掘削

2 6 - 2 - 1 種 別

捨土掘削の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
土砂 A	土砂の掘削・積込・運搬・処分を行うもの 土質区分：土砂E

2 6 - 2 - 2 施 工

共通仕様書 2 - 6 - 5 に規定する「施工」に下記を追加する。

(1 0) 掘削面の安定

のり面掘削から埋戻し底面完了までの間に、設計図に示す掘削勾配で掘削した面の安定が図られず、緊急時等やむを得ないと受注者が判断した場合は、自ら適切な処置を施すとともに、直ちに監督員に報告しなければならない。この処置に要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(1 1) 施工機種

掘削は0.2m³バックホウによる施工とし、処分先への運搬は2tダンプによる運搬とする。

2 6 - 2 - 3 支 払

共通仕様書 2 - 6 - 7 に規定する「支払」に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
2 - (4)	捨土掘削	
	土砂 A	m ³

2 6 - 3 基礎材

共通仕様書 2 - 9 - 2 「材料」に示す基礎材Bに用いる碎石は、本特記仕様書 1 6 - 1 (1) に示すとおり再生クラッシャーラン(RC-40)とする。

2 6 - 4 セメントモルタル吹付工

2 6 - 4 - 1 施 工

共通仕様書 4 - 1 3 - 3 「施工」に示す表によらず、下表を適用するものとする。

項目	圧送距離	直高	備 考
セメントモルタル吹付	1 4 0 m	2 7 m	圧送距離はホース長

2 6 - 4 - 2 支 払

共通仕様書 4 - 1 3 - 5 「支払」によらず下記のとおりとする。

セメントモルタル吹付工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工前ののり面調査、のり面の清掃、補強用金網の設置、セメントモルタルの製造、吹付け、養生、水抜孔の設置、吹付厚さ測定棒及び検測孔の設置、目地、雑木の人力による伐採、人力のり面整形等、セメントモルタル吹付工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4 - (9)	セメントモルタル吹付工 セメントモルタル吹付 (t = 1 0 c m)	m ²

2 6 - 5 切土補強土工

2 6 - 5 - 1 定 義

共通仕様書 4 - 2 3 - 1 「定義」に次の内容を追加する。

単価表の項目	施工機械	孔壁状況	摘 要
D 1 9 ・ L = 2 . 0 m	削孔機 (ワイヤー固定型) 削孔径 : φ 9 0 mm	自立する	ロープ足場

(注) Dは補強材の呼び径、Lは補強材の長さを示す。

2 6 - 5 - 2 施 工

共通仕様書 4 - 2 3 - 3 「施工」に次の内容を追加する

切土補強土工の施工方法は、施工箇所が狭隘であり、クレーンによる施工、足場による施工が困難であるため、削孔機械をワイヤーロープにて固定し、削孔を行う方法にて施工するものとする。また、地山は、亀裂が多いことによる注入材の流出を防ぐため、パッカーを使用して、注入材が確実に充填できるよう適切に施工しなければならない。

なお、補強材の配置等は、設計図に示すとおりである。

2 6 - 5 - 3 支 払

共通仕様書 4 - 2 3 - 5 「支払」によらず下記のとおりとする。

切土補強土工の支払は、共通仕様書 4 - 2 3 - 4 の規定に従って検測された数量に対し、1 本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うのり面地山の削孔、注入材の注入、補強材の挿入、補強材の頭部処理、ロープ足場、ワイヤーロープによる削孔機械の固定及び削孔機械の移動など切土補強土工の施工に要する材料、労力、機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4 - (2 0)	切土補強土工 D 1 9 ・ L = 2 . 0 m	本

2 6 - 6 かご枠工

2 6 - 6 - 1 定 義

共通仕様書 4 - 2 5 - 1 「定義」によらず下記のとおりとする。

かご枠工とは、盛土のり尻補強を兼ねた盛土内浸透水排除工として設置する鋼製かご枠の組立・据付、中詰材の充填を行うものをいう。

2 6 - 6 - 2 種 別

かご枠工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
2. 0 m ・ 0. 5 m ・ 1. 2 m (3 段)	長さ2.0m、高さ0.5m、幅1.2mのかご枠を設計図書に示す3段積みで施工するもの。

2 6 - 6 - 3 材 料

共通仕様書 4 - 2 5 - 2 「材料」によらず下記のとおりとする。

(1) 鋼製かご枠

寸法は設計図に示すとおりとし、めっき処理済みの材料とする。なお、かご枠は設計図に示すとおり 1 : 1 とした階段積み形状に配置する。

(2) 中詰材

中詰材は、径15cm内外の栗石で、網目より大きな天然石又は砕石を使用するものとする。

(3) 吸出し防止材

吸出し防止材の材料は、合繊不織布 (t = 1. 0 cm、9. 8 kN / m 相当) を使用するものとする。

(4) 止めぐい

止めぐい (単管パイプ) に用いる一般構造用炭素鋼鋼管 (STK400) は、溶融亜鉛めっきを施すものとする。亜鉛の付着量は、JIS H8641のHDZT56の規格に適合するものとする。

2 6 - 6 - 4 施 工

共通仕様書 4 - 2 5 - 3 「施工」によらず下記のとおりとする。

かご枠は堅固な地盤に据付けるものとし、平坦性などに留意して隣り合うかごとは連結材で接続するものとする。また、中詰材を十分に充填し、設計図に示された断面形状に仕上げなければならない。

止めぐい (単管パイプ) の打込みは、かご枠がのり尻に固定され、設計図に示された断面形状に仕上がるよう適切に施工するものとする。

吸出し防止材の施工は、めくれがないように重ね幅 1 0 c m 以上で設置し、設計図に示された断面形状に仕上がるよう適切に施工するものとする。

2 6 - 6 - 5 支 払

共通仕様書 4 - 2 5 - 5 「支払」によらず下記のとおりとする。

かご枠工の支払は、共通仕様書 4 - 2 5 - 4 数量の検測に従って検測された数量に対し、1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼製かご枠の組立て、据付、中詰用栗石の充填、連結、止めぐいの打込み、吸出し防止材の敷設等かご枠工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4 - (2 2)	かご枠工	
	2 . 0 m ・ 0 . 5 m ・ 1 . 2 m (3 段)	m

2 6 - 7 立入防止柵撤去設置工

2 6 - 7 - 1 種 別

共通仕様書 1 5 - 9 - 2 「種別及び発生材の処理」に、次の内容を追加する。

単価表の項目	基礎区分
A	コンクリート基礎 (500×400×400) 既設の立入防止柵一般型積雪地用を撤去し、のり面補修後に再設置するもの

2 6 - 7 - 2 施 工

立入防止柵等の取扱いには十分注意し、損傷の無いように撤去し再設置するものとする。なお、撤去前の段階において再利用が不可能な場合は監督員に報告し、その指示に従うものとする。

2 6 - 7 - 3 支 払

共通仕様書 1 5 - 9 - 5 「支払」によらず下記のとおりとする。

立入防止柵撤去設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う立入防止柵の撤去、撤去材を用いた設置、現地仮設の板張材の撤去及び処分等立入防止柵撤去設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完了させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 5 - (1 1)	立入防止柵撤去設置工	
	A	m

26-8 交通規制工

26-8-1 種 別

共通仕様書19-3-2「種別」に次の内容を追加する。

共通仕様書19-3-2に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については次表のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の 工事内容	規制時間	摘 要
車線規制 A	北陸自動車道 上り線 能生IC～親不知IC (15千台/日未満)	撤去B 仮設落石防護工の 設置・撤去	07:30～18:00 (08:30～16:30)	

- ① 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。
- ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置時間（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③ （ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間を示す。
- ④ 交替制による勤務形態及び休憩時間における交代要員の配置に必要となる労力については交通規制工に含むものとする。

なお、受注者は工事規制による著しい渋滞、交通の危険又はそれらの恐れがある場合及び異常気象時には監督員の指示により規制開始の延期または規制解除（工事中止）する措置を講ずるものとする。これらの措置によるもの等受注者の責によらず交通規制箇所及び交通規制内の施工可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

26-8-2 施 工

- (1) 日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとする。ただし、監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。

26-8-3 後尾警戒車の配置について

受注者は、交通規制に伴う渋滞発生時又はその恐れがある場合は、監督員の指示に従い渋滞最後尾に後尾警戒車を随時配置するものとし、これに要する費用は別途監督員と受注者とが協議し定めるものとする。

26-8-4 交通規制工実施報告書の提出時期について

共通仕様書19-3-3「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。

26-8-5 支 払

共通仕様書19-3-5に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
19-(1)	交通規制工 車線規制 A	回

26-9 交通保安要員

26-9-1 種 別

(1) 共通仕様書19-4-2「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間	休憩時間における交替要員の計上	備考
交通誘導警備員B1	08:00～17:00	有	

上表の配置時間は、作業時間（休憩時間を含む）とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。なお、交替要員計上については、積算上の条件明示であり、交替要員の配置を指定するものではない。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

単価表の項目	配置場所		配置人数	休憩時間における交替要員	配置期間
交通誘導警備員B1	市道 矢の尻線、私道 (明星セメント(株))	・ 通行止め箇所 (設計図参照)	3人	1人	通行止め規制実施の都度
	市道 吉浦茶屋ヶ原線、農道、公共道路	・ のり面補修工事用道路 (設計図参照)	3人	1人	工事施工実施の都度

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

また、通行止め区間において現場作業を行わない時間帯（夜間・休日等）は、保安施設等にて通行止め区間を締切り、立入禁止措置を行うものとする。

26-9-2 交通保安要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

26-9-3 交通保安要員実施報告書の提出時期について

受注者は、共通仕様書19-4-3に規定する交通保安要員実施報告書を翌月上旬までに監督員に提出するものとする。

26-9-4 支 払

共通仕様書19-4-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
19-(2) 交通保安要員	
交通誘導警備員B1	人・日

2 6 - 1 0 裏込砕石工

2 6 - 1 0 - 1 定義

裏込砕石工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、盛土内部の含有水の良好な排出を目的として、のり面掘削箇所及びかご枠工裏込め部に砕石を敷き均すことをいう。

2 6 - 1 0 - 2 種別

裏込砕石工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
A	C - 4 0 (新材) を使用

2 6 - 1 0 - 3 材料

砕石に使用する材料は、JIS A 5001(道路用砕石)クラッシャーランC - 4 0 に適合しなければならない。

2 6 - 1 0 - 4 施工

砕石の敷き均しにあたっては、排水の効果を上げるために、泥土、湿土等の混入がないようにし、入念に仕上げ整形を行わなければならない。なお、敷き均しは3 0 c m以下で行うものとする。また、鋼製かご枠の背面と盛土の間に砕石を投入し、排水の阻害とならない程度の転圧・整形を行い仕上げるものとする。

2 6 - 1 0 - 5 数量の検測

裏込砕石工の数量の検測は、設計数量 (m³) で行うものとする。

2 6 - 1 0 - 6 支払

裏込砕石工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う砕石の投入、仕上げ整形等、裏込砕石工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(1)	裏込砕石工	
	A	m ³

2 6 - 1 1 撤去工

2 6 - 1 1 - 1 定 義

撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設の地表伸縮計、既設の表示装置及び既設ののり面階段の撤去をするものをいう。

2 6 - 1 1 - 2 種 別

単価表の項目に示す種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
撤去 A	既設の地表伸縮計を撤去するもの
撤去 B	既設の表示装置を撤去するもの。なお、バッテリーについては撤去済み。
撤去 C	既設ののり面階段を撤去するもの。

2 6 - 1 1 - 3 施 工

- (1) 地表伸縮計の撤去を行うにあたり、既設の本体構造物に損傷を与えないように施工をするものとする。
- (2) 表示装置の撤去を行うにあたり、既設の本体構造物に損傷を与えないように施工をするものとする。
- (3) 既設ののり面階段の撤去を行うにあたり、既設の本体構造物に損傷を与えないように施工をするものとする。

2 6 - 1 1 - 4 数量の検測

- (1) 撤去Aの数量検測は設計数量（箇所）で行うものとする。
- (2) 撤去Bの数量検測は設計数量（箇所）で行うものとする。
- (3) 撤去Cの数量検測は設計数量（箇所）で行うものとする。

2 6 - 1 1 - 5 支 払

撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うそれぞれ既設の地表伸縮計、表示装置、のり面階段の撤去等、撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完了させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特－(2)	撤去工	
	撤去 A	箇所
	撤去 B	箇所
	撤去 C	箇所

2 6 - 1 2 撤去・再設置工

2 6 - 1 2 - 1 定 義

撤去・再設置とは、設計図書及び監督員の指示に従って既設のり面階段及び昇降階段を撤去し、のり面階段、昇降階段を再設置するものをいう。

2 6 - 1 2 - 2 種 別

単価表の項目に示す種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
撤去・再設置 A	既設のり面階段を撤去、再設置するもの
撤去・再設置 B	破損した既設昇降階段を撤去し、新品の昇降階段を設置するもの

2 6 - 1 2 - 3 材 料

撤去・再設置工Bの材料は、鋼製(S S 4 0 0)とする。ただし、材料を変更する場合には別途、監督員と協議するものとする。

2 6 - 1 2 - 4 数量の検測

撤去・再設置工の数量検測は設計数量（箇所）で行うものとする。

2 6 - 1 2 - 5 支 払

撤去・再設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設のり面階段、昇降階段の撤去、のり面階段、昇降階段の再設置等、撤去・再設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完了させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特－(3)	撤去・再設置工	
	撤去・再設置 A	箇所
	撤去・再設置 B	箇所

2 6 - 1 3 路上作業安全講習会に関する事項

2 6 - 1 3 - 1 定 義

路上作業安全講習とは、高速道路の路上作業における作業従事者の心得を工事関係者間で確認し共有するために行う講習をいう。

2 6 - 1 3 - 2 路上作業安全講習の内容等

路上作業安全講習の内容等は次のとおりとする。

- (1) 受講者数 1回あたり50人以内
- (2) 講 師 (株)ネクスコ・サポート新潟 社員
- (3) 費 用 1回あたり20万円（消費税及び地方消費税相当額含まず）
- (4) 実 施 日 別途監督員より指示

- (5) 講習場所 別途監督員より指示
- (6) 受講回数 受講対象者にあつては、1回受講
- (7) 内 容

項 目	内 容	所要時間
安全講話	高速道路上の交通規制内作業時における心構え、危険性の認知、異常事象事例及びその対応方法	1. 5時間
実技訓練	高速道路上の交通規制内作業時における車両乗降方法、資機材の荷降ろし・荷揚げ方法、発炎筒の使用方法、旗振り及び合図方法	1. 0時間
上記に加え、質疑応答等も含め、全体で3. 0時間		

なお、路上作業安全講習は、共通仕様書1-25-1(5)に示す、当該月の安全に関する研修・訓練等に含まないものとする。

26-13-3 受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

- (1) 交通規制内で作業を行う者
- (2) 交通規制出入り口を監視する者（交通監視員・交通誘導警備員）
- (3) 主任（監理）技術者
- (4) 保全安全管理者

26-13-4 路上作業安全講習申込書の提出

受講にあたっては、監督員から受領した工事打合せ簿に基づき、路上作業安全講習会申込書を(株)ネクスコ・サポート新潟 安全教育課に提出する。また、路上作業安全講習後、下記の書類を監督員へ提出するものとする。

- ・「路上作業安全講習受講証明書」（写し）
- ・「路上作業安全講習受講者名簿」
- ・「信憑書類」

26-13-5 数量の検測

路上作業安全講習の数量の検測は、設計数量（回）で行うものとする。

26-13-6 支 払

路上作業安全講習の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に基づいて路上作業安全講習を受講するために必要な費用で諸経費を含めたすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特-（4）	路上作業安全講習	回

2.7. 補足事項

2.7-1 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 建設汚泥の処理を追加する場合がある。
- (2) のり面階段の材料を新品に変更する場合がある。
- (3) 発生材処分工を追加する場合がある。
- (4) 工事用道路の補修を追加する場合がある。

2.7-2 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
仮設材運搬費	仮設材等（敷鉄板等）の運搬に要する費用をいう。
モノレール費	モノレール設置、撤去、運搬、モノレールに必要な足場工に要する費用をいう。
プラント敷地整備費	プラント敷地の整地および工事用道路の維持等に係る整備に要する費用をいう。
仮設落石防護費	仮設落石防護工の設置および撤去、排水構造物の養生等を行う費用をいう。

2.7-3 工事記録の作成及び提出について

共通仕様書1-5.1-2「工事記録情報」に規定する、工事記録情報については次のとおりとする。

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式-9）」をしゅん功届提出予定の2週間程前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合わせるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

2.7-4 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

27-5 災害協力業務

本工事期間中に工事箇所の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途監督員と受注者で協議するものとする。

27-6 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

- (1) 非常電話、無線などによる交通管制室への通報
- (2) 発炎筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起
- (3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除

27-7 間接工事費の変更

27-7-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者協議し定めるものとする。

27-7-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

27-7-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-10）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式-10）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

27-7-4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費増加費用の負担額に関する協議書（様式-11）〔変更間接工事費計画書（様式-11別添）及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式-12）を監督員に提出し協議するものとする。
- (4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額に関する協議書により受注者は、間接工事費増加費用の負担額同意書（様式-13）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

27-7-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

27-7-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式-10）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式-10）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

27-7-7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

27-7-8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

27-8 材料調達に伴う変更

27-8-1 対象となる資材等

本工事の、「骨材」、「仮設材（鋼材）」については、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式－14）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地域からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式－15）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者で協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

単価表の項目	資材名	規 格	調達地域等
かご枠工	中詰材	割栗石	長野県飯山市
セメントモルタル吹付工	砂	洗い砂	—
セメントモルタル吹付工 切土補強土工	敷鉄板	t22*1,219*2,438、t22*1,524*3,048 t22*1,524*6,096	—
裏込砕石工	砕石等	C-40	—

27-8-2 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

27-9 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添－2）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

27-10 設計変更ガイドラインの活用について

発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和8年7月 東日本高速道路㈱を参考に）するものとする。なお、当該ガイドラインはNEXCO東日本のホームページより入手が可能である。

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/stipulation/engineering_works.pdf

27-11 社会情勢の変化に伴う費用の協議

27-11-1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第 2 6 条の適用対象外とする。

2 7 - 1 1 - 2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、2 7 - 1 1 - 1 「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第 2 6 条に基づき発注者に協議するものとする。

2 7 - 1 2 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第 2 2 条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

東日本高速道路株式会社 新潟支社

〇〇工事（管理）事務所長

殿

会社名

代表者

不動産貸付申請書

(工事名)

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. 添付書類
 - 工事請負契約書（写）
 - 特記仕様書（写）
 - 用地使用計画書

以 上

令和年月日

新潟支社 ○○工事（管理）事務所

前月まで（線上に計画出来高 %）

前月まで	（線上に計画出来高 %）
11	27
50	70
100	

（今月分）

（線下に実施出来高 %）

（今月分）	（線下に実施出来高 %）
9	23
30	

至) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)

[illegible]

令和 年 月分工事履行報告書

(工事名) ○○自動車道 ○○工事

受注者

現場代理人

契約金額

工 期 自) 令和 年 月 日 (○○○日間)
至) 令和 年 月 日

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
○○工							
○○工							
○○工							
○○工							
雑工							
跡片付け							
全 体							

残存物件調書

１．工事等名

２．工事等場所

３．発生（受領）年月日

４．原因名及び原因発生年月日

５．品名及び数量

品名	材質（規格等）	概算数量 (本・kg・m)	摘要
合計			

以上のとおり残存物件が発生したので調書を提出します。

監督員

殿

受注者 ○○株式会社

現場代理人 ○○ ○○

印

１．原因別に一葉ずつ作成する。

２．写真を添付する

３．K-cube2による提出とする。

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管 理 責 任 者 〇 〇 〇 〇 殿

会社名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報
提供をお願い致します。

記

1. 工事名：

2. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 発注者：

4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	摘要指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定月

5. 情報の提供時期

別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量をFAXで情報提供を
お願いします。

6. 情報提供先及び連絡先

会社名：

TEL：

FAX：

担当：

以 上

(参考 様式－５の回答例)

宛先：〇〇建設株式会社

〇〇リサイクルセンター 〇〇工場

担当者：〇〇 〇〇

再生資材の供給可能量の情報提供について（〇月〇日現在）

材料名	原材料	適用指針等	供給可能量（m ³ ）	単位
再生クラッシャーラン	コンクリート塊			m ³
	アスファルト塊			
	その他			
再生密粒度アスファルト混合物 1 3 F		舗装再生便覧による		

添付資料

品質証明書

再生資材使用計画書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段 （ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

様式－ 7

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長（所長） 殿

住 所
会 社 名
代 表 者

現場完了届・一部現場完了届

（工事名）

標記工事について工事目的物が完成しましたので、お届けいたします。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受注者名	
競争参加資格申請時に実施 するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/hの削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照）

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲hである。

削減されるCO2排出量(t) = ■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2排出係数(t/GJ)

= ★★t

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2による提出とする。

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

(注) Kcube2による提出とする。

監督員
_____ 殿

受注者
現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費計画書の提出について

（工事名）

標記工事について、特記仕様書「○．間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】				
費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
	現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小計				
合計				

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇．間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ￥ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

様式－ 1 1 （別添）

変更間接工事費計画書

（工事名）

（円）

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
	現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当		
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給			
小計						
合計						

※実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり
見積りいたします。

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

様式－ 1 3

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号を協議のありました間接工事費増加費用の負担額については
同意いたします。

以 上

監督員

殿

受注者
現場代理人

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、工法変更指示書N o. ○○○に基づき、提出いたします。

記

(添付)

- ・材料調達変更計画書

以 上

材料調達変更計画書

（工事名）

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設鋼材					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

監督員
_____ 殿

受注者
現場代理人

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事において、以下のとおり材料調達の実績について報告いたします。

記

対象単価項目	調達 予定数量	購入伝票等 No.	調達年月日	調達数量	調達単価	資材調達金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
						(5) × (6)	

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

以 上

北陸自動車道 岩木トンネル坑口のり面補強工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

北陸自動車道 岩木トンネル坑口のり面補強工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱新潟支社上越管理事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設㈱（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱新潟支社上越管理事務所に置き改良Ⅰ課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 岩木トンネル東坑口 落石対策

(令和7年度 保全点検業務等 令和7年度 上越管内トンネル等調査対策検討業務)

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

発注者 東日本高速道路㈱新潟支社

施工者

設計者

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受注者名

現場代理人

実績価格調査票の提出について

工事名)

標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目 番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								